平成２４年（フ）第２０６９号
大阪府摂津市鳥飼西２丁目27番14―H201号
債務者　浅井　修平
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１３１号
大阪市東淀川区豊新１丁目４番２号　メゾン淀川201号
債務者　越智　　勝
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１８５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目19番３―504号
債務者　池内　祐貴
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２２２号
大阪市港区夕凪１－９－８―409、住民票上の住所大津市比叡平１丁目31番８号
債務者　舩本　光一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３６号
大阪府高槻市芥川町４丁目１番17号
債務者　陣内　弘代
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２３８号
大阪市東住吉区桑津１丁目24番13―213号
債務者　大川　安成
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２５６号
大阪府枚方市交北３丁目１番11―410号
債務者　舁　　恭子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２４１８号
大阪市浪速区幸町３丁目４番10―807号
債務者　村井　安之
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５３６号
大阪市西区九条２丁目22番10号　グレース九条305
債務者　中村　　晋
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６４７号
大阪府茨木市玉櫛１丁目４番３号
債務者　峰行　勇二
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８５号
大阪府門真市南野口町10番13―613号
債務者　川口　　敏
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６８９号
大阪府枚方市片鉾東町40番１―401号
債務者　柴田　裕子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５６号
大阪市城東区中浜２丁目13番６号　ハイツ平瀬201号
債務者　有馬　民治
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７５９号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目18番35号
債務者　河原　幸子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８０号
大阪市城東区古市２丁目２番13号　12号
債務者　藏前　照子
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７８２号
大阪市浪速区日本橋東３丁目６番２―412号、前住所大阪府東大阪市中石切町１丁目１番31号
債務者　西田　順一
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２７９９号
大阪市淀川区田川３丁目２番９号　シティハイム田川201号
債務者　井上　泰幸
1　決定年月日時　平成24年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部